

(平成21年4月30日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認神奈川地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	16 件
国民年金関係	14 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	20 件
国民年金関係	11 件
厚生年金関係	9 件

## 神奈川県国民年金 事案 1971

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年4月から45年4月までの期間及び47年3月から同年4月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年6月から同年12月まで  
② 昭和38年7月  
③ 昭和43年4月から45年4月まで  
④ 昭和47年3月から同年4月まで

申立期間①及び②について、私は、会社に勤務していたころであるが、国民年金保険料を納付していたかも知れないので調査してほしい。

また、申立期間③及び④について、私は、昭和42年1月ごろ国民年金に加入したが、その後、集金人が自宅に来たので国民年金保険料を3年分まとめて納付した。それから5年程度経過したころの第2回特例納付が実施されていた時期に、前回と同じ集金人が自宅に来て「未納となっている過去の国民年金保険料を今なら時効を超えてまとめて納めることができる。」と言われたので、集金人に依頼してそのとおりに納付したにもかかわらず、その保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間③及び④について、申立人は、集金人に国民年金保険料を3年分まとめて納付し、それから5年程度経過したころの第2回特例納付が実施されていた時期に未納となっていた保険料をまとめて集金人に納付したと主張しているところ、昭和40年度から42年度までの3年分の保険料は、申立人が主張するとおり、過年度保険料を含め、42年9月に納付されていたことが確認できるとともに、申立人が納付したとする保険料額は、第2回特例納付により申立期間③及び④の保険料を納付した場合の金額とおおむね一致しているなど、申立内容の全体を通じて特段不合理な点は認めら

れない。

また、申立人の妻は、「夫（申立人）が国民年金に加入してから数年後、夫婦で相談して、夫が加入した後の未納となっていた夫の保険料をさかのぼりまとめて納付した。」旨証言している。

2 一方、申立期間①及び②について、申立人は、その当時の国民年金保険料の納付状況が不明である上、申立人の国民年金手帳は、昭和 42 年 1 月に発行されており、その時点では、申立期間①及び②は時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 43 年 4 月から 45 年 4 月までの期間及び 47 年 3 月から同年 4 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 神奈川県国民年金 事案 1972

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月から41年3月まで

昭和40年4月ごろから勤務していた経理事務所の職員に、厚生年金保険には加入させないので、国民年金の加入手続を行うように言われ、私が市役所に行き手続を行った。その際、厚生年金保険証書や国民年金手帳の氏名や住所を訂正してもらった記憶がある。1か月の国民年金保険料は100円ぐらいで、2か月か3か月ごとに納付していた。申立期間については、きっかけとなった経理事務所の職員の説明をはっきり覚えており、それに従って手続を行い、保険料を納付していたのは間違いない。

申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金保険料の納付を始めるきっかけとなった経理事務所での職員の社会保険についての説明を鮮明に記憶しており、申立期間当時、申立人の母親や叔母からも国民年金保険料を納付しておいた方がいいと言われたことや、申立期間の保険料を納付した際の状況を具体的かつ詳細に述べており、その内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立人が主張している申立期間の保険料の納付方法、納付していたとしている保険料額及び納付サイクルは、当時のものとおおむね一致している。

さらに、申立人は、国民年金の加入当初の合計5か月及び申立期間を除き、60歳まで約33年にわたり国民年金保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 神奈川県国民年金 事案 1973

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 1 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 1 月から同年 12 月まで

私は、友人が国民年金に加入していることを知ったので、昭和 51 年 1 月に区役所の窓口で国民年金に任意加入する手続きを行い、年金手帳の交付を受け、同月分の国民年金保険料を納付した。その後も継続して保険料を納付したにもかかわらず、申立期間が未加入とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、申立人の国民年金の資格取得日が昭和 52 年 1 月 10 日と記録されているが、申立人が所持している年金手帳の資格取得年月日は2か所とも「昭和 51 年 1 月 10 日」と記載されており、同日に任意加入したとされていることや申立人が申立期間後に転居した先の町役場における被保険者名簿の資格取得日が後から「52 年」に書き直されているが、当初は「51 年」と記載されていた可能性が高いことを踏まえると、申立人は 51 年 1 月から任意加入の被保険者となっていたものと認められる。

また、申立人が、自ら任意加入の手続きを行いながら、その直後の申立期間 1 年分の国民年金保険料を納付しなかったとは考え難い。

さらに、申立人は、申立期間後の国民年金加入期間については、国民年金保険料を完納している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 神奈川県国民年金 事案 1974

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 4 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 9 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 4 月から 49 年 3 月まで  
妻の母親又は妻が、私の国民年金の加入手続を行い、妻が私の国民年金保険料を納付していたと思うが、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入被保険者の資格取得日から、申立人は、昭和 49 年 6 月に国民年金の加入手続を行っていることが推認される。

また、特殊台帳によれば、申立期間直前の昭和 47 年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料は、第 2 回特例納付により納付されたことが確認できるが、申立人の国民年金の加入手続が行われたと推認される 49 年 6 月の時点では、申立期間の保険料を過年度納付することが可能であるにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされ、過年度納付を行うより単価が高額な特例納付により 47 年 2 月及び同年 3 月の保険料が納付済みとされているのは不自然である。

さらに、昭和 47 年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料が特例納付により納付済みとされていることから、その直後の申立期間の保険料は納付されていると考えることが自然であり、申立期間後の保険料はすべて納付済みとされている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 神奈川国民年金 事案 1975

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 10 月から 37 年 10 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 10 月から 37 年 10 月まで

私は、国民年金制度の発足時に国民年金に加入し、その後、共済組合に加入するまでの間、夫婦二人分の国民年金保険料を納付し続けていた。私が所持している国民年金手帳の国民年金印紙検認記録欄には、保険料徴収員の印鑑が押されており、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する国民年金手帳の国民年金印紙検認記録欄のうち、申立期間には個人印が押されているところ、申立人が居住していた市では、申立期間当時、国民年金手帳には検認印ではなく、保険料徴収員の個人印が使用されていたことが確認できることや、現に国民年金保険料が納付済みとされている申立期間直前の昭和 36 年 4 月から同年 9 月までの期間の欄、及び申立人と一緒に保険料を納付していたとする申立人の妻が所持する国民年金手帳の昭和 36 年度の欄には、保険料徴収員の個人印が押されていることを考え併せると、申立人が、申立期間の保険料を納付していたものと認められる。

また、社会保険庁のオンライン記録によると、申立人が昭和 36 年 10 月に国民年金の被保険者資格を喪失していることから、申立期間が未加入期間とされているが、申立人が所持する国民年金手帳によると、当該資格の喪失時期が 37 年 10 月となっている上、国民年金印紙検認記録も同月までの期間の欄に保険料徴収員の個人印が押されているなど、両者の記録に齟齬が見られ、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がある。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 神奈川県国民年金 事案 1976

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 57 年 4 月から同年 12 月までの期間及び 58 年 7 月から 59 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 4 月から同年 12 月まで  
② 昭和 58 年 7 月から 60 年 3 月まで  
③ 平成 12 年 12 月

昭和 56 年 8 月に勤務先の会社が倒産し、同年 9 月ごろに国民健康保険の加入手続のため区役所に行ったところ、国民年金にも加入するよう担当者に言われたので、国民年金の加入手続を行った。しかし、当時は生活に余裕がなかったため、申請により国民年金保険料の納付が免除されることになった。その後、生活に余裕が生じ全額納付できるようになり、時期はよく覚えていないが、免除期間の保険料の追納を求める納付書が次々と送られてきたので、その都度すべて金融機関で納付した。納付書の送付が途絶えたので、区役所か社会保険事務所のいずれかに電話で照会した際、免除期間についてはすべて追納済みとの回答があったと記憶しているのに、申立期間①及び②について、追納の記録がなく、申請免除のままであることに納得できない。

また、申立期間③については、60 歳になった平成 12 年 12 月に任意加入手続を行い、これまでと同じ口座からの振替手続を行った。預金残高も十分にあったのに、振替えがなされず、未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①及び②における国民年金保険料の追納時期については正確に記憶していないが、納付金額については、納付書 1 枚当たり 2 万円から 3 万円、時期によってはもっと大きい金額もあったのではないか

としているところ、申立期間①及び申立期間②のうち昭和 58 年 7 月から 59 年 3 月までの納付書については、順次、納期を異にする追納のための納付書が 4 枚発行されており、実際の保険料額は申立人の記憶と近いものとなっていることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立期間①については、直前の昭和 56 年 10 月から 57 年 3 月までの期間及び直後の 58 年 1 月から同年 6 月までの期間の保険料が追納されているのに、途中の申立期間①が申請免除のままとなっているのは、不自然である。

さらに、申立期間②のうち、昭和 58 年 7 月から 59 年 3 月までの期間については、58 年 4 月から 59 年 3 月までの 1 年分を一括して納付するための納付書が発行されているのに、そのうちの一部である 58 年 4 月から同年 6 月までの 3 か月分のみ納付済みとなっているのは不自然である。

加えて、申立人の追納をしたという鮮明な記憶や申立人の娘の証言などから、追納勧奨に全面的に応じようとする様子がうかがえ、その後の納付状況からも、納付意欲が高かったものと認められる。

2 一方、申立期間②のうち昭和 59 年 4 月から 60 年 3 月までの期間については、納付書が発行された記録が無く、申立人には、社会保険事務所で納付書を用いることなく直接納付したとする記憶も無い。

また、申立期間③については、申立人が所持する預金通帳には、口座振替による保険料納付の形跡が無く、口座振替できない場合には、別途納付書等により納付したことは考えられるものの、申立人は納付書等により保険料を納付した記憶が無いとしている。

さらに、申立期間②のうち昭和 59 年 4 月から 60 年 3 月までの期間及び申立期間③について、申立人が保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 57 年 4 月から同年 12 月までの期間及び 58 年 7 月から 59 年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 神奈川県国民年金 事案 1977

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年6月から同年12月までの期間及び46年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年6月から同年12月まで  
② 昭和46年1月から同年3月まで

昭和41年6月に会社を辞めた後、国民年金に加入した。

申立期間①は、年金手帳上は国民年金保険料が還付されたことになっているが、還付を受けたかどうか覚えていない。しかし、この期間は国民年金の被保険者期間であるにもかかわらず、保険料が還付されたことになっている。

申立期間②の保険料は、私が自宅近くの郵便局で、納付書により保険料を3か月ごとに納めていた。

申立期間①が還付されて未加入となっていること、及び申立期間②が未納となっていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の所持する国民年金手帳及び特殊台帳に国民年金保険料が還付されたと考えられる記載があるが、その期間については申立人は国民年金の強制被保険者であるにもかかわらず、誤った行政側の記録管理により保険料の還付手続が行われたと推認できることから、この期間については保険料が納付されていたものと考えられる。

また、申立期間②については、任意加入中の期間であり、申立期間の前後の期間の保険料は納付済みとされており、申立期間の前後を通じて、申立人の住所やその夫の職業に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間②の保険料が、未納とされていることは不自然である。

さらに、申立人は昭和 42 年 4 月に国民年金に任意加入して以降、申立期間②を除き未納は無く、第 3 号被保険者への切替手続及び第 3 号被保険者から第 1 号被保険者への種別変更手続を適切に行っていることから、保険料の納付意欲及び国民年金に対する意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 神奈川県国民年金 事案 1978

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 39 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 39 年 2 月まで

私は、昭和 31 年 7 月から 39 年 2 月までの間、住み込みの看護婦として病院に勤務していた。その院長は、国民年金制度が発足した昭和 36 年 3 月ごろ、院長自身、その妻及び私の 3 人分の国民年金の加入手続を行った。私は、申立期間当時、院長の妻に保険料を渡し、その妻が集金人に 3 人分の保険料を納付していたにもかかわらず、院長及びその妻の申立期間の保険料が納付済みで、私の申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 36 年 3 月ごろに勤務先の病院の院長が、院長自身、その妻及び申立人の国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、申立時には、申立人の国民年金手帳記号番号が見当たらず、社会保険庁のオンライン記録においても、申立人が国民年金に加入した形跡が見受けられなかったことから、申立期間が未加入期間とされていたが、その後、申立人のものと考えられる国民年金手帳記号番号が存在していることが判明し、その番号は、国民年金制度が発足される以前に院長及びその妻と連番で払い出されている上、その被保険者記録に記載されている生年月日及び住所は申立人のものと一致していることから、申立人の国民年金手帳記号番号であることが推認できる。

また、申立人のものと推認できる国民年金手帳記号番号に該当する社会保険庁のオンライン記録及び特殊台帳によると、申立期間のうち、昭和 36 年度及び 37 年度の国民年金保険料が納付済みとされている上、38 年度につい

ても申立期間のうち9か月分の保険料が納付済みとされていることから、同期間については、院長の妻が申立人の保険料を納付していたものと考えられる。

さらに、前述の社会保険庁のオンライン記録及び特殊台帳によると、昭和38年度について、申立期間のうち、2か月分の保険料が未納とされているが、行政側の記録管理上の不手際により、保険料が未納とされている月が確認できない上、申立人の保険料を一緒に納付していたとする院長及びその妻は38年度の保険料がすべて納付済みとされていることから、その妻が申立人の保険料を2か月分のみ納付しなかったとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 神奈川県国民年金 事案 1979

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年10月から同年12月までの期間及び49年10月から50年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年10月から同年12月まで  
② 昭和49年10月から50年3月まで

20歳になった昭和38年7月ごろ、父親が、区役所で私の国民年金の加入手続きを行い、私が結婚するまでの国民年金保険料を母親と姉の分と一緒に納付していた。

結婚後、銀行の人が集金に来るようになるまでの期間については、夫が、金融機関に行き、国民年金保険料を納付書により現金で納付していた。夫が経営する店に銀行の人が来るようになってからは、夫が夫婦二人分を銀行の人に納付してきた。

申立期間①については、父親と一緒に納付していた母親や姉は、国民年金保険料が納付済みになっているのに、私の分だけが未納とされていることに納得がいかない。

申立期間②についても、間違いなく国民年金保険料を納付しているので、申立期間の納付を認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②は、それぞれ3か月及び6か月と短期間であり、いずれもその前後の期間については、国民年金保険料が納付済みとされており、当時、申立人の住所など生活状況に特段の変化は認められないことから、途中の申立期間①及び②の保険料を納付していないと考えるのは不自然である。

また、申立期間①については、申立人は、昭和47年6月に結婚するまでの国民年金保険料は、申立人の父親が申立人の母親と姉の分と一緒に納付していたと主張しているところ、その母親と姉の申立期間①の保険料は納付済み

とされている。

さらに、申立人は、申立期間①及び②を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、前納による保険料納付も行うなど、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 神奈川国民年金 事案 1980

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 51 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 51 年 9 月まで

私は、昭和 53 年 12 月に、市役所の出張所で夫婦そろって国民年金の加入手続をした。その時、担当者に今なら制度発足当初から国民年金保険料を納めることができると言われた。私たち夫婦は共働きであったため経済的に余裕があったこと、子供がいないため老後の備えとして年金は必要と思ったことから、夫婦で 100 万円以上の金額を特例納付した。妻は納付となっているが自分の記録は未納となっているので納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金加入手続は、国民年金手帳記号番号の払出日から昭和 53 年 12 月ごろに行われたと考えられるが、その当時は第 3 回特例納付の実施期間中であり、申立人が所持する年金手帳では、申立人は、36 年 4 月から申立期間を通じて、強制加入被保険者とされていたことから、市の担当者から特例納付を勧められて申立期間の国民年金保険料を特例納付したとする申立内容に不自然さはみられず、納付したとする金額も実際の保険料額と大きな相違は無く、申立人の職業柄、申立人は保険料を納付する資力を十分に有していたものと考えられる。

また、申立人が国民年金加入手続を行ったと考えられる昭和 53 年 12 月から、申立人が 60 歳に達するまでの間、国民年金保険料を納付し続けたとしても受給権を得る 25 年に達しないところ、申立人と同時期に国民年金の加入手続を行い、かつ、同年齢である申立人の妻は、申立期間について特例納付により国民年金保険料が納付済みとされているにもかかわらず、申立人の保険料が未納とされているのは不自然である。

さらに、申立人の国民年金加入可能年数は 37 年であり、申立期間と申立期間以降の保険料納付済期間を併せると、ちょうど 37 年になることから、申立期間の保険料が未納であったとは考えにくい。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 神奈川国民年金 事案 1981

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年1月から同年3月まで

私は、昭和42年ごろ自宅に来た役所の人に勧められて国民年金に加入し、その後、3か月ごとに集金人に国民年金保険料を未納が無いように納付していたのに、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は1回、かつ、3か月と短期間である。

申立人は、申立期間当時、集金人に国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人が居住していた市では、申立期間当時、集金人制度が存在しており、3か月に1回集金していたことが確認できることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立期間の前後の国民年金保険料は納付済みとなっており、その前後を通じて申立人の住所及びその夫の職業に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間の保険料が未納とされていることは不自然である。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続を行った昭和42年度以降の国民年金加入期間について、申立期間を除き、保険料をすべて納付しているとともに、国民年金に任意加入するなど、国民年金に対する意識が高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 神奈川県国民年金 事案 1982

### 第1 委員会の結論

申立人の平成11年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年2月及び同年3月

平成11年2月に区役所で厚生年金保険から国民年金への切替手続と同時に国民年金保険料の口座振替手続を行った。しかし、平成11年2月及び同年3月分の保険料については、振替手続が間に合わなかったため納付書で納付することになった。平成11年3月に区役所で2か月分を納付したにもかかわらず、未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、領収書は紛失したものの、平成11年3月に区役所において申立期間の国民年金保険料3万円弱を納付したとしているところ、区役所では、当時、同じ庁舎内の銀行派出所窓口で納付書による保険料納付が可能であったとしていること、及び保険料納付額が2か月分で3万円弱とする申立人の記憶は、実際の保険料額におおむね一致していることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立人は申立内容のとおり平成11年2月に口座振替手続を行ったことが確認できる「国民年金保険料口座振替納付届」の本人控を所持している上、同年2月及び同年3月分の保険料については、口座振替手続が間に合わなかったため、納付書により納付したとする主張に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 神奈川県国民年金 事案 1983

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年1月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和12年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年1月から42年3月まで

私は、国民年金制度ができたころに、市役所の支所で国民年金加入手続をした。国民年金保険料は、私の妻が同支所や集金人に夫婦二人分を一緒に納付していたにもかかわらず、申立期間について、妻の保険料のみが納付済みで私の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の妻が市役所の支所や集金人に夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立期間当時、当該市役所の支所は申立てのとおり場所に実在しており、国民年金保険料の収納事務を行っていたほか、申立人が居住していた地域には集金人制度が存在していたことが確認でき、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたとする申立人の妻は、申立期間の保険料を納付済みであることが確認できるとともに、申立人の国民年金手帳記号番号は夫婦連番で払い出されており、社会保険庁のオンライン記録で確認できる範囲においては、申立期間後の保険料は基本的に夫婦二人分を一緒に納付していたことが確認できることから、申立人の申立期間のみが保険料を未納とされていることは不自然である。

さらに、申立人の妻は、「当時、私が夫婦二人分の国民年金保険料を未納が無いよう一緒に納付していた。」旨証言している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 神奈川県国民年金 事案 1984

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 58 年 4 月から 61 年 3 月までの付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 1 月から 61 年 3 月まで

私は、国民年金に任意加入した後、昭和 47 年 6 月に付加年金に加入し、同年 7 月から定額保険料に加えて付加保険料を納付している。私は、長年同じ方法で付加保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間の付加保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立人が所持する国民年金手帳及び社会保険庁のオンライン記録によると、申立人が昭和 47 年 6 月に付加年金に加入した後、第 3 号被保険者となった 61 年 4 月までの間、付加年金を辞退した形跡が見受けられず、申立期間を含めた同期間は付加年金の加入期間とされている。

また、付加保険料は、現年度納付によるしかないところ、申立人の国民年金被保険者名簿によると、昭和 58 年 4 月から 61 年 3 月までの期間について、現年度納付により保険料が納付済みとされていることを考え併せると、同期間について、申立人が付加保険料を含めて国民年金保険料を納付していたと考えるのが合理的である。

さらに、申立期間の前後を通じて申立人の夫の仕事に変更は無く、申立人の経済状況に特段の変化は認められないことから、申立人が途中から付加保険料を納付しなかったのは不自然である。

加えて、申立人は、国民年金に任意加入後、国民年金保険料を完納しており、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

2 一方、申立人の特殊台帳によると、申立期間のうち、昭和 58 年 1 月から

同年3月までの期間について、申立人が定額保険料を過年度納付していることが確認できるが、前述のとおり、付加保険料は現年度の定額保険料とともに、納期限内に納付するほかないことから、同期間については、申立人が付加保険料を納付していたとは考えがたい。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和58年4月から61年3月までの付加保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和45年1月9日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年8月1日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められることから、申立期間について厚生年金保険被保険者の資格取得日に係る記録を昭和45年1月9日に、資格喪失日に係る記録を同年8月1日に訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和45年1月から同年5月までは4万8,000円、同年6月及び同年7月は6万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年1月9日から同年8月1日まで

A社での厚生年金保険の加入記録が昭和45年8月1日から同年10月1日となっているが、実際には同年1月9日から営業として勤務していた。厚生年金基金への加入が「昭和45年1月9日」からとなっているので、厚生年金保険の被保険者期間を同年1月9日から同年8月1日まで認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金基金及び健康保険組合の資格取得日は昭和45年1月9日、資格喪失日は同年8月1日であることが確認できる上、雇用保険の記録でも申立人が申立期間に勤務していたことが確認できる。

また、調査の過程で、社会保険事務所が保管するA社の厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同姓同名、同生年月日の者が昭和45年1月9日に資格取得し、同年8月1日資格喪失していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、上記の記録は申立人の記録であり、A社の事業主は、申立人が同社において同年1月9日に被保険者資格を取得し、

同年8月1日資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、上記被保険者名簿の記録から、昭和45年1月から同年5月までについて4万8,000円、同年6月及び同年7月について6万円とすることが妥当である。

## 神奈川県厚生年金 事案 813

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社C工場における資格取得日に係る記録を昭和37年6月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかではないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和13年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和37年6月20日から同年7月1日まで

厚生年金保険の加入記録について照会したところ、社会保険庁の記録では、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が確認できなかった。昭和36年4月1日から、A社に申立期間も含めて継続勤務していたので、当該期間に被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

人事台帳、在籍証明書及び雇用保険の記録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和37年6月20日にA社B研究所から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社C工場における昭和37年7月の社会保険事務所の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行った否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 神奈川国民年金 事案 1985

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 3 月から 52 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 9 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 3 月から 52 年 6 月まで

私は、昭和 54 年ごろ、兄に勧められ、区役所で国民年金の加入手続きを行った。また、私は、姉と一緒に区役所へ行き、その窓口でさかのぼれる期間の国民年金保険料をすべて納付した。

私は、平成 20 年 4 月ごろ、年金の受給額が少ないことから、心配して社会保険事務所へ行き、社会保険労務士に相談した。その際、国民年金保険料を納付した時点でさかのぼれる期間の保険料額について、その社会保険労務士が計算した金額と私が記憶している金額がほぼ一致していることから、申立期間を含めた保険料を納付していたはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、第 3 回特例納付実施期間中の昭和 54 年ごろ、それまで未納であった期間の国民年金保険料をさかのぼって一括して納付したと主張しているところ、申立人の納付記録によると、同年 10 月に申立期間直後の 52 年 7 月から 54 年 3 月までの期間の保険料を過年度納付し、かつ、申立期間直前の 36 年 4 月から 44 年 2 月までの期間の保険料については、特例納付により納付済みとされていることが確認できる。

また、この過年度納付の始期である昭和 52 年 7 月から申立人が 60 歳になる前月までの月数と、特例納付済みの 36 年 4 月から 44 年 2 月までの期間の月数を合計すると、ちょうど申立人の年金受給資格に必要な加入月数である 300 か月になることから、申立人は、52 年 7 月からの保険料を過年度納付し、36 年 4 月から 44 年 2 月までの期間の保険料について特例納付したものと考えるのが合理的である。

さらに、申立人は、区役所の窓口で国民年金保険料を一括して納付したと主張しているが、申立人が述べる保険料額は、現に申立人が昭和 54 年に特例納付により納付した申立期間直前の 36 年 4 月から 44 年 2 月までの期間の保険料額とほぼ一致している上、申立人が主張する申立期間を含めた期間の保険料を納付した場合の金額とは大きく相違していることから、申立人が特例納付により保険料を納付した期間について、誤認している可能性がある。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 神奈川国民年金 事案 1986

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年8月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年8月から同年12月まで

私の妻は、私が勤務先会社を退職した昭和49年7月の直後に区役所で私の国民年金の加入手続を行った。しばらくして、妻は、区役所又は銀行で一括して国民年金保険料を納付したにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の妻が、昭和49年7月の直後に申立人の国民年金の加入手続を行い、しばらくして、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は、49年11月以降に発行されたオレンジ色の国民年金手帳以外に国民年金手帳を所持した記憶が無いと述べているとともに、申立人の国民年金手帳記号番号は52年2月ごろに払い出されていることから、申立内容と合致しない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点で、申立期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である上、申立人の納付記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点で納付可能な昭和50年1月から51年3月までの期間の保険料が過年度納付により納付済みとされている。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 神奈川県国民年金 事案 1987

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年7月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年7月から51年3月まで

私は、昭和47年に会社を退職した際に、国民年金の加入手続を行った。保険料は妻が夫婦二人分を毎月市役所の窓口か金融機関で納付した。納付した保険料額、時期などの記憶が薄いですが、当時は脱サラして自営業になったので資金もあり、保険料が納付できないような状況ではなく、絶対納付したはずなので、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年7月ごろに国民年金の加入手続を行い、その後、申立人の妻が毎月市役所の窓口か金融機関で、夫婦二人分の国民年金保険料を納付したはずだと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は夫婦連番で払い出されており、その前後の番号の任意加入者の加入日から、申立人は51年11月に加入手続を行ったものと推認され、その時点では、申立期間の過半は時効により保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、国民年金保険料を一緒に納付したとする申立人の妻も、申立期間の保険料が未納とされている。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 神奈川国民年金 事案 1988

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 7 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 7 月から 51 年 3 月まで

私は、昭和 47 年 7 月ごろ夫が会社を退職した際に、夫と国民年金の加入手続きを行い、保険料は夫婦二人分を毎月市役所の窓口か金融機関で納付した。納付した保険料額、時期などの記憶が薄いですが、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 47 年 7 月ごろ国民年金の加入手続きを行い、その後、申立人が毎月市役所の窓口か金融機関で、夫婦二人分の国民年金保険料を納付したはずだと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は夫婦連番で払い出されており、その前後の番号の任意加入者の加入日から、申立人は 51 年 11 月に加入手続きを行ったものと推認され、その時点では、申立期間の過半は時効により保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、国民年金保険料を一緒に納付したとする申立人の夫も、申立期間の保険料が未納とされている。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 神奈川県国民年金 事案 1989

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 3 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月まで

私は、自宅に来た区役所の職員から、国民年金制度発足の説明を受け、その場で加入手続を行った。保険料は、集金に来た郵便局の職員に私か妻が納付した。途中から郵便局の職員が集金に来なくなり、近くに住んでいた郵便局に勤める知人に確認したことを覚えている。郵便局の職員が集金に来ていた期間について、保険料を納付していたことは間違いなく、申立期間の保険料の納付を認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、集金に来た郵便局の職員に国民年金保険料を納付したと主張しており、保険料をその郵便局の職員に納付した際の状況等を具体的に記憶しているが、申立人が居住していた区では、昭和 37 年 4 月から 45 年 9 月まで、区役所の国民年金課所属の正規職員による保険料の集金が行われており、同区では、当時、郵便局の職員に国民年金保険料の集金を依頼していなかったとしている。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間当時、郵便局に勤めていて、事情を知っていると思われる申立人の知人からも証言を得ることができず、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 神奈川国民年金 事案 1990

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年10月から44年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年10月から44年12月まで

昭和36年5月に結婚してから半年ほど経った同年10月ごろに、義母から国民年金への加入を勧められ、加入することにした。国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付については義母が行ってくれた。

申立期間当時、国民年金手帳は私自身が保管しており、国民年金保険料を納付する際には義母に国民年金手帳を預け、義母から返却された時には、国民年金手帳のマス目にゴム印が押されていたことを憶えている。

申立期間の国民年金保険料については、義母が納付していたにもかかわらず、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の義母が昭和36年10月ごろに申立人の国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、45年5月に払い出されていることが確認でき、申立人は同年5月18日に国民年金に任意加入していることから、国民年金手帳記号番号が払い出された以前の申立期間は国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することはできず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

また、申立人は、申立人の義母が申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人自身は国民年金の加入手続等に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続等を行ったとする申立人の義母も既に他界しているため、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付し

ていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 神奈川国民年金 事案 1991

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 3 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 3 月から 40 年 3 月まで

私の父親は、昭和 38 年ごろ、自宅に来ていた市役所の集金人に依頼して私の国民年金の加入手続を行ったと思う。その後、父親は、その集金人に国民年金保険料を納付していた。また、私の兄から、兄が父親に代わって保険料を納付していたことも聞いており、どちらが申立期間の保険料を納付していたかははっきりしないが、保険料を納付していたはずであることから、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の父親が、昭和 38 年ごろに申立人の国民年金の加入手続を行い、その後、父親又は兄が国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は 40 年 10 月に払い出されていることから、申立内容と合致しない上、国民年金手帳記号番号が払い出された時点で、申立期間の一部は時効により保険料を納付することができない期間であり、申立人は、申立期間から国民年金手帳記号番号の払出時期を通じて同一市内に居住しており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

また、申立人は、当初、申立期間について、申立人の父親が集金人に国民年金保険料を納付していたと主張していたが、その後、申立期間の一部の期間については、申立人の兄が保険料を納付していたかもしれないと述べるなど、申立期間の保険料の納付状況が不明確である。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 神奈川国民年金 事案 1992

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 41 年 4 月から 46 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 4 月から 46 年 3 月まで

私の夫は、昭和 41 年 4 月に婚姻届と一緒に私の国民年金の加入手続を行った。その後、夫は、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。当時、夫が経営していた事業は順調であり、保険料を納付することができなかつたという事情は無く、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の夫が、昭和 41 年 4 月に申立人の国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は 46 年 8 月に払い出されていることから、申立内容と合致しない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

また、申立人は、申立人の夫が、申立期間の国民年金保険料を納付していたと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 46 年 8 月時点で申立期間の過半は時効により、保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 神奈川国民年金 事案 1993

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 43 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 5 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 43 年 9 月まで

私は、夫が職場から国民年金制度が創設されるとの情報を入手してきたので、夫婦で話し合いをしていたところ、町内会の隣組の組長に勧められたのを機会に加入手続を行った。国民年金保険料については、町内会の隣組の組長を通じて集金人に毎月納付していたにもかかわらず、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度が創設された当時、国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 43 年 11 月 29 日に払い出されており、資格取得日は 43 年 10 月 24 日であることが確認できることから、それ以前の申立期間は国民年金の未加入期間であるため国民年金保険料を納付することはできず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

また、申立人は町内会の隣組の組長を通じて国民年金協力員（集金人）に国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の居住する市では昭和 38 年 7 月から国民年金協力員（集金人）による集金制度が開始されていたことが確認でき、申立期間のうち 36 年 4 月から 38 年 3 月までの保険料を国民年金協力員（集金人）に納付することはできなかった。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 神奈川県国民年金 事案 1994

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 9 月から 51 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 9 月から 51 年 6 月まで  
私の夫は、A 区に居住していたところに私の国民年金の加入手続を行った。その後、私は、郵便局で国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の夫が、A 区に居住していたところに国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人が A 区から B 区へ転居した後の昭和 51 年 5 月に払い出されていることから、申立内容と合致しない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

また、申立人は、申立期間について、郵便局で国民年金保険料を納付していたと述べているが、前述のとおり、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 51 年 5 月に払い出され、申立人が所持する国民年金手帳によると、申立人の国民年金被保険者の資格取得時期が昭和 51 年 7 月となっていることから、申立期間は未加入期間で、保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の夫からも証言を得ることができず、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 神奈川国民年金 事案 1995

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 1 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 1 月から 48 年 3 月まで

私は、昭和 38 年ごろに社会保険事務所で国民年金の加入手続を行った。その後、私は、集金人等に国民年金保険料を納付し続けていたにもかかわらず、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 38 年ごろに国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は 48 年 11 月に払い出されていることから、申立内容と合致しない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

また、申立人は、申立期間について、集金人等に国民年金保険料を納付していたと述べているが、申立人が所持する国民年金手帳及び申立人が申立期間当時居住していた市が保管していた国民年金手帳交付簿によると、国民年金被保険者の資格取得時期が昭和 48 年 6 月となっていることから、申立期間は未加入期間で、保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料を納付していた期間についての記憶が不明確であり、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年3月21日から40年1月1日まで  
平成15年から16年ごろ社会保険事務所に行って調べたところ、A社で勤務した申立期間の厚生年金保険について脱退手当金を受給したことになっていることを初めて知った。

申立期間以前、昭和30年4月1日から33年8月4日まで勤務したB病院については結婚を契機に退職し、この期間は脱退手当金を受給したが、A社に勤務した期間の分は受給した覚えがない。

調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録上、申立人が受給したとするB病院の勤務期間及び申立期間であるA社の勤務期間を基礎として脱退手当金が支給されており、申立期間以前に脱退手当金の支給記録が無いほか、脱退手当金を受給したことをうかがわせる事情も無い。

また、A社の厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の文字が記載されている上、同一の厚生年金保険被保険者記号番号で管理されているB病院の勤務期間及び申立期間であるA社の勤務期間を基礎とした脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月半後の昭和40年3月12日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、A社の厚生年金保険被保険者名簿にある女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和40年1月1日の前後2年以内に資格喪失した者3名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、3名全

員について資格喪失日の3か月以内に脱退手当金の支給決定がなされており、そのうち1名は、「事業主が代理請求を行っていた」と証言していることなどを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

このほか、申立人から聴取しても申立期間については受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 神奈川県厚生年金 事案 815

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 11 月から 50 年ごろまで  
ねんきん特別便が郵送された際に、勤務していたA社の記録が記載されていなかった。

私は、申立期間にA社に勤務していた。昭和 48 年から 50 年までの確定申告書を提出するので被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社が当時実在し、申立人が同社において勤務していたことは、商業登記簿謄本及び当時の取締役の証言から推認できる。

しかし、社会保険庁の記録によると、A社は厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

また、申立人が提出した申立期間に係る確定申告書の写しを確認したところ、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとは確認できない。

さらに、A社の取締役に照会を行ったが、保険料控除をうかがえる証言を得ることができない上、申立期間当時は国民年金被保険者であり、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、給与明細書等の資料も無いことから、厚生年金保険料が給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 神奈川県厚生年金 事案 816

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年8月1日から37年8月1日まで

私は、昭和35年のA社設立当時、社長の誘いを受け、同社設立1年後くらいに入社した。仕事は営業を担当し、当時の従業員は社長以下5名だった。給与明細書も作られ受け取っていたはずで、厚生年金保険料も控除されていたと思う。社会保険庁の記録では、同社で勤務した期間の記録が欠落している。

調査の上、申立期間について厚生年金被保険者期間に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立期間当時の業務日誌及び申立期間に勤務していた同僚3名の証言から、申立人は、申立期間にA社に勤務していたと推認できる。

しかし、A社は昭和38年3月1日に厚生年金保険に新規適用されており、申立期間は厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、上述の同僚3名からはA社が厚生年金保険の適用事業所となる以前の厚生年金保険料について、事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる証言を得ることができなかった。

さらに、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細等の資料は無く、申立人も保険料控除について具体的に覚えていない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 神奈川県厚生年金 事案 817

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 4 月 1 日から 33 年 10 月 3 日まで  
社会保険庁の記録では申立期間について厚生年金の加入記録が欠落しているが、申立期間についてはA議院議員Bの秘書としてA議院議員会館に勤務していた。  
実兄の後任として入り1年半で辞めたが、社会保険料を引かれていたと思うので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A議院事務局から提出された回答書から、昭和32年3月11日から33年10月10日までA議院議員会館に勤務していた事実は認められる。

しかし、社会保険庁の記録では、A議院事務局は、昭和36年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は、厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる。

また、A議院事務局は、「議員秘書が厚生年金保険制度に加入したのは、昭和36年4月1日であるため、上記在籍期間に係る厚生年金加入の事実はない」と回答している。

さらに、申立期間の事業主とみられるB議員の事務所は従業員5人未満である個人事務所（いわゆる非適用事業所）のため、任意包括適用事業所の申請を行い認可されることにより加入することはできるが、社会保険庁に照会した結果、該当する事業所は見当たらなかった。したがって、申立人が申立期間において厚生年金保険被保険者となることはできない。

加えて、申立人が記憶している同僚の議員秘書のうち、複数名によると、「社会保険加入は採用から数年後の昭和 36 年ごろからであり、それ以前は加入していなかったと思う」と証言している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 11 月 1 日から平成 2 年 2 月 1 日まで  
私は、社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A社で勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録がなかった。

昭和 60 年 11 月の給与から厚生年金保険料を天引きされていたはずなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間のうち昭和 61 年 4 月 1 日以降については雇用保険の記録から、当該事業所で勤務していたことが認められる。

しかし、社会保険庁の記録によると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは平成 2 年 2 月 1 日であることが確認でき、事業主以下、申立人を含む 15 名の資格取得日は同じ 2 年 2 月 1 日であり、15 名中 12 名が適用事業所となる直前まで国民年金保険に加入し、国民年金保険料を納付していることから判断すると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となる前の期間について、事業主が、従業員の給与から厚生年金保険料を控除していたとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月 1 日から 41 年 6 月 1 日まで  
社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金を支給済みとの回答をもらった。

しかし、A社は結婚のために退職したのではなくA社退職後も別の会社に再就職をしようと考えていた。脱退手当金を受給した記憶は無いため、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の被保険者名簿の中で、申立人と生年月日及び整理番号（B番）が近い前後約C番（D番～E番）に該当する女性被保険者のうち、申立人の厚生年金保険資格喪失日である昭和41年6月1日の前後2年以内に資格喪失した者12名の脱退手当金の支給記録を調査したところ、11名について脱退手当金の支給記録が確認でき、11名全員が資格喪失日から7か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている。

また、上記に該当する者のうち電話聴取ができた6名中4名が「事業主による代理請求があった」、又は「事業主から脱退手当金制度に関する説明を受けた」と証言していることから、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人の被保険者原票には脱退手当金の支給を意味する「脱」表示が記されている上、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約2か月後の昭和41年8月2日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

がえない。

このほか申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 22 年 9 月から 30 年 3 月まで

社会保険庁の記録では、昭和 22 年 9 月から 30 年 3 月までの期間の厚生年金保険の記録がすべて欠落している。

私は、その期間は、A市にあったB社に昭和 22 年 9 月に入社し、C市の自宅をB社の連絡所として一人でD地区の営業および諸官庁との連絡を行い、30 年 3 月まで勤務していたので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

E市にあったF社については社長が同じだった関係で、F社の営業も行うことがあったので念のため調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶していたB社の同僚による証言等から、申立人はB社に勤務していたことが推認できる。

しかし、申立人が記憶していたB社の同僚6名のうち3名及び申立人の氏名は、社会保険事務所が保管している同社の厚生年金保険被保険者名簿に記載されていないことから、当時同社ではすべての従業員について、厚生年金保険の加入手続きを行っていたわけではないものと考えられる。

また、同僚に聴取を行ったところ、「当時、会社の経営は楽ではなかったようなので、従業員全員を厚生年金保険に加入させてはいなかったのではないか」との証言が得られた。

さらに、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

加えて、F社に確認したところ、当時の人事記録は保存されていないため、申立人の在籍は確認できない上、社会保険事務所が保管しているF社の厚生年金保険の被保険者名簿にも申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの申立内容、これまで収集した関連資料及び周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年4月1日から同年7月1日まで  
私は、A社B工場に昭和25年4月1日に入社し、独身寮に入居した。社会保険事務所の記録では、昭和25年7月1日からの加入となっているが、入社してすぐに健康保険証を貰った記憶があるので、申立期間について調査をしてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間について、A社B工場に勤務していたことは、雇用保険の記録及び同時に入社した同僚の証言により推認できる。

しかし、社会保険事務所の厚生年金保険被保険者名簿によると、同時に入社した同僚10名すべての資格取得日が昭和25年7月1日となっており、同時に入社した同僚によると、「A社B工場に昭和25年4月1日に入社し、その後3か月間の試用期間を経て厚生年金保険に加入したことを覚えている」と証言していることから、A社B工場では、当時、採用後に一定の試用期間を設け、同期間の経過後に厚生年金保険の加入手続きを行っていたと考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 7 月ごろから 58 年 4 月 1 日まで  
私は、昭和 55 年 7 月ごろから 60 年 9 月まで A 社で旋盤工として勤務していたが、55 年 7 月ごろから 58 年 4 月までの厚生年金保険の加入記録が無い。当該期間について保険料を引かれていたと思うので、厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間について A 社に勤務していたことは、雇用保険の加入記録及び申立人の勤務に係る記憶から認められる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によると、A 社は、昭和 58 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所ではないことが確認できる。

また、A 社の当時の事業主の妻は「当時の従業員は、会社が厚生年金保険の適用事業所となっていないことを知っていたと思う」と供述している。

さらに、複数の同僚は「A 社は、設立当初は厚生年金保険の適用事業所ではなく、昭和 58 年 4 月に適用事業所になり、それ以前は給与から厚生年金保険料を控除されていなかった」旨の供述をしている。

加えて、社会保険事務所の記録から、申立人は、昭和 55 年 2 月 26 日から 58 年 4 月 1 日まで国民年金保険料を納付していることが確認できる上、厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確

認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。